

嘉麻市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

2021(令和3)年3月 策定

2026(令和8)年3月 見直し

嘉麻市

目 次

1	計画の基本的事項.....	1
1-1	計画の目的.....	1
1-2	計画期間・基準年度.....	1
1-3	計画の対象範囲.....	2
1-4	対象とする温室効果ガス.....	3
2	前計画の目標達成状況.....	4
2-1	削減目標の達成状況.....	4
3	温室効果ガスの排出状況.....	6
3-1	温室効果ガス排出量の算定.....	6
3-2	温室効果ガスの排出状況.....	7
3-3	2024（令和6）年度の温室効果ガス排出量の分析.....	10
4	温室効果ガスの削減目標.....	12
4-1	削減目標の考え方.....	12
4-2	本計画における温室効果ガスの削減目標.....	12
5	目標達成に向けた取り組み.....	13
5-1	重点取り組み.....	14
5-2	基本取り組み.....	19
6	計画の推進体制と進行管理.....	25
6-1	推進体制.....	25
6-2	進行管理.....	26
【資料編】		
1	嘉麻市地球温暖化対策活動実行委員会規定.....	30
2	施設別排出量（2024年度）.....	32
3	地球温暖化係数及び温室効果ガス排出係数.....	38
4	用語説明.....	41

1 計画の基本的事項

1-1 計画の目的

地球温暖化は、地球規模で直面している喫緊の課題であり、市・市民・事業者等が一体となって地球温暖化対策に取り組む必要があります。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）では、地方公共団体に対し、政府の「地球温暖化対策計画」に即して、自らが実施する事務事業に伴って排出する温室効果ガスの削減に向けた実行計画を策定することを義務付けています。

本計画は、市自らが温室効果ガスの排出者であるという認識の下、全ての事務事業に対して地球温暖化防止に向けた取り組みを率先して行うことにより、直接的な温室効果ガスの排出削減を図るとともに、市民・事業者の自主的かつ積極的な温室効果ガス削減のための行動を促すことを目的とします。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（抜粋）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

1-2 計画期間・基準年度

本計画は開始年度を2021（令和3）年度とし、計画の基準年度を2014（平成26）年度、目標年度を2030（令和12）年度とします。

なお、施設の統廃合や、社会的な情勢の変化、国の動向等を踏まえ、2025（令和7）年度に中間見直しを行いました。

1-3 計画の対象範囲

本計画の対象は、本市が行う事務事業とし、出先機関等を含めた組織及び施設が該当します。

表1 計画の対象施設一覧

所管	主な対象施設等	対象施設等数
市長部局	庁舎、産業系施設、保健・福祉施設 等	56
教育委員会	学校教育系施設、市民文化系施設、スポーツ・レクリエーション系施設 等	36
水道局	上水道施設	9
公用車	シェア公用車、各課所有の公用車 等	224
合 計		325

※温室効果ガス排出量の算定は、2024（令和6）年度末時点に市が所管している施設等を対象としています。

1-4 対象とする温室効果ガス

温対法では、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）を温室効果ガスと規定しています。

CO₂は、エネルギー起源 CO₂と非エネルギー起源 CO₂に分類されます。本市では、非エネルギー起源 CO₂、PFC、SF₆、NF₃の排出がないため、計画対象外とします。

表2 温室効果ガスの種類

温室効果ガス		一般的な排出原因
CO ₂	エネルギー起源 CO ₂	火力発電による電気やガソリン・灯油などの化石燃料の使用
	非エネルギー起源 CO ₂	廃プラスチックの焼却
CH ₄		一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立処分、下水処理場における下水処理、自動車の走行
N ₂ O		一般廃棄物の焼却、自動車の走行
HFC		主にカーエアコンの使用
PFC		PFC が封入された冷蔵庫・エアコン等からの漏出
SF ₆		SF ₆ が絶縁材料として封入された電気機械器具からの漏出
NF ₃		NF ₃ の製造、半導体素子等の製造

※一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立処分、下水処理場における下水処理は、2019（令和元）年度より「嘉麻クリーンセンター」、「嘉麻浄化センター」の管理運営が一部事務組合（ふくおか県央環境広域施設組合）に事務移管されたため、本計画の対象外となりました。

2 前計画の目標達成状況

2-1 削減目標の達成状況

(1) 施設の事務移管・民間譲渡による削減量を含める場合

2019（令和元）年度における温室効果ガス総排出量は約 4,823 t-CO₂ で、2014（平成 26）年度（基準年度）から 69.0%減少しました。前計画の削減目標（2020（令和 2）年度における温室効果ガス排出量を 2014（平成 26）年度比で 5%以上削減）を達成しました。なお、2019（令和元）年度より「嘉麻クリーンセンター」、「嘉麻浄化センター」の管理運営が一部事務組合（ふくおか県央環境広域施設組合）に事務移管され、本計画の対象外となったことで温室効果ガス排出量が大きく減少したと考えられます。

表3 温室効果ガスの種類別排出量

ガス種	H26 年度 排出量 (t-CO ₂) 【基準年度】	R1 年度 排出量 (t-CO ₂)	増減率 (%)
エネルギー起源 CO ₂	10,493	4,729	-54.9%
非エネルギー起源 CO ₂	4,333	0	-100.0%
CH ₄	562	58	-89.6%
N ₂ O	162	33	-79.6%
HFC	4	3	-16.8%
合 計	15,553	4,823	-69.0%

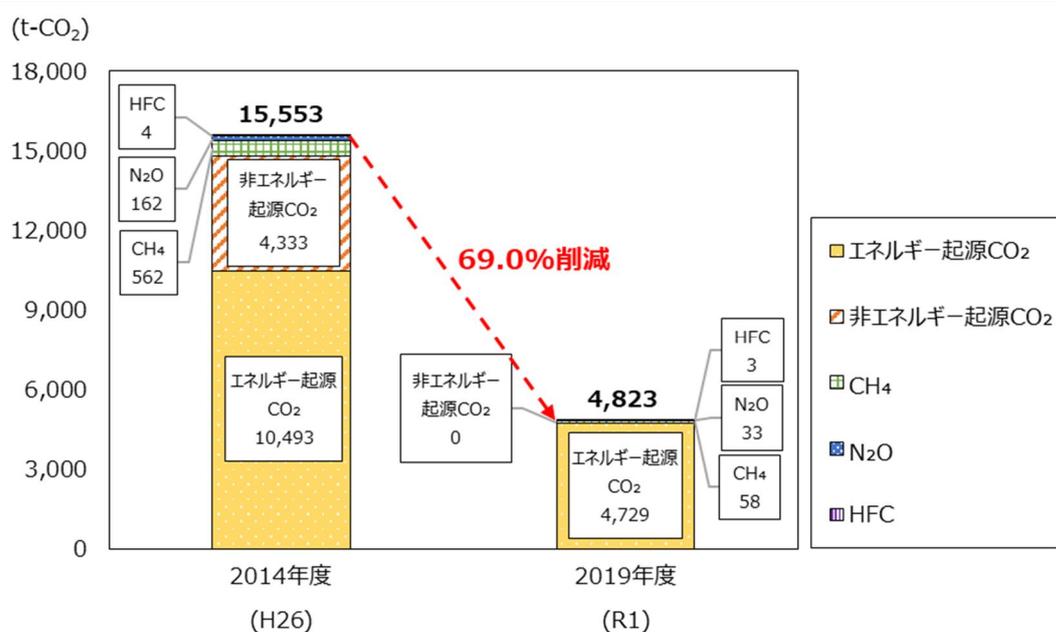


図1 温室効果ガス排出量の推移

(2) 施設の事務移管・民間譲渡による削減量を含めない場合

2014（平成26）年度から2019（令和元）年度の間、事務移管または民間譲渡された7施設の排出量を除いた場合、2014（平成26）年度の排出量は約8,238 t-CO₂となります。2019（令和元）年度の排出量は約4,823 t-CO₂となり、2014（平成26）年度と比較して41.5%減少しています。

一方で、2024（令和6）年度の排出量は約5,225 t-CO₂と2019（令和元）年度と比較して高くなっています。エネルギー起源CO₂の排出量が増減する要因として、電気、燃料の使用量の増減に加え、電気の排出係数の変動が挙げられます。電気の排出係数は、2014（平成26）年度が0.584 kg-CO₂/kWh、2019（令和元）年度が0.344 kg-CO₂/kWh、2024（令和6）年度が0.424 kg-CO₂/kWhと変動しており、電気の排出係数の増加が温室効果ガス排出量の増加に影響しています。

表4 温室効果ガスの種類別排出量

ガス種	H26年度 排出量 (t-CO ₂) 【基準年度】	R1年度 排出量 (t-CO ₂)	R6年度 排出量 (t-CO ₂)
エネルギー起源CO ₂	8,113	4,729	5,198
非エネルギー起源CO ₂	0	0	0
CH ₄	73	58	14
N ₂ O	48	33	9
HFC	4	3	3
合計	8,238	4,823	5,225

※四捨五入により合計と各項目の合算値が異なる場合があります。

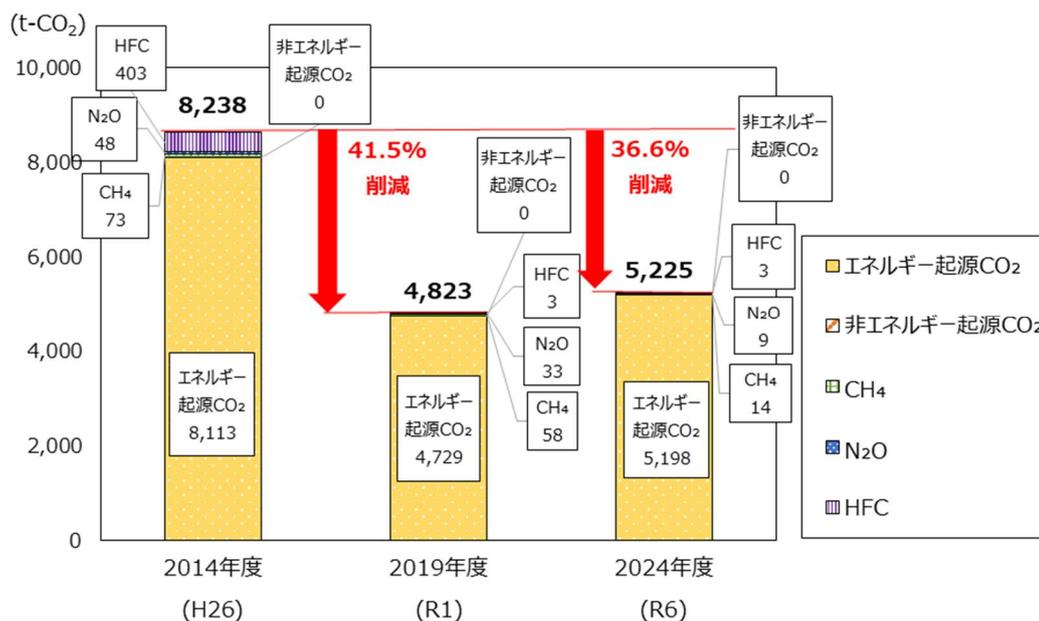


図2 温室効果ガス排出量の推移

3 温室効果ガスの排出状況

3-1 温室効果ガス排出量の算定

電気・液化石油ガス（LPG）・軽油等のエネルギー消費量や、自動車走行キロ等の活動量に活動量当たりの温室効果ガス量を乗じて活動の種類ごとに排出量を求め、これらの活動の種類ごとの排出量に地球温暖化係数を乗じて、CO₂に換算した排出量を算出します。

【算定方法】

①エネルギー起源 CO₂

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{エネルギー起源} \\ \text{CO}_2 \text{ 排出量} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{エネルギー種別} \\ \text{エネルギー消費量} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{炭素集約度} \\ \text{(エネルギー種別排出係数)} \\ \hline \end{array}$$

電気、熱：消費量当たり排出量
燃料：消費量当たり発熱量×
発熱量当たり排出量

②エネルギー起源 CO₂ 以外の温室効果ガス

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{非エネルギー起源} \\ \text{CO}_2 \text{ 排出量} \\ \text{及び} \\ \text{その他ガス排出量} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{活動量} \\ \text{自動車の走行キロ等} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{炭素集約度} \\ \hline \end{array}$$

活動量種別排出係数
× 地球温暖化係数

3-2 温室効果ガスの排出状況

(1) 総排出量

本市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出状況は、表5のとおりです。

表5(1) 本市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量

ガス種	排出要因	H26年度 排出量 (kg-CO ₂) 【基準年度】 ※施設の事務移管・民間譲渡を含む。	R6年度 排出量 (kg-CO ₂)	増減率 (%)	
CO ₂	電気の使用	8,448,606	3,997,781	-52.7%	
	燃料の使用	ガソリン (公用車)	164,215	105,213	-35.9%
		ガソリン(公用車以外)	39,475	3,967	-90.0%
		灯油	492,288	670,677	36.2%
		軽油 (公用車)	45,996	12,236	-73.4%
		軽油 (公用車以外)	15,888	1,449	-90.9%
		A重油	870,989	220,215	-74.7%
		液化石油ガス (LPG)	415,342	186,508	-55.1%
	廃プラスチック類の焼却	4,332,864	—	—	
CH ₄	ガス機関又はガソリン機関における燃料の使用	—	1,529	—	
	家庭用機器における燃料の使用	—	13	—	
	一般廃棄物の焼却	12,613	—	—	
	自動車の走行	692	349	-49.6%	
	廃棄物の埋立処分	448,709	—	—	
	し尿処理施設におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理	21,918	—	—	
	浄化槽によるし尿及び雑排水の処理	77,895	12,506	-83.9%	

表 5 (2) 本市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量

ガス種	排出要因	H26 年度 排出量 (kg-CO ₂) 【基準年度】 ※施設の事務移管・民間譲渡を含む。	R6 年度 排出量 (kg-CO ₂)	増減率 (%)
N ₂ O	ガス機関又はガソリン機関における燃料の使用	—	166	—
	家庭用機器における燃料使用	—	4	—
	一般廃棄物の焼却	105,240	—	—
	自動車の走行	14,084	4,630	-67.1%
	し尿処理施設におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理	6,394	—	—
	浄化槽によるし尿及び雑排水の処理	36,196	4,614	-87.3%
HFC	自動車用 エアコンディショナー	3,575	2,912	-18.5%
合 計		15,552,979	5,224,766	-66.4%

(2) 排出割合

ガス種別に見ると、2014（平成26）年度、2024（令和6）年度のどちらもエネルギー起源CO₂の割合が最も高くなっています。特に、2024（令和6）年度は、全体の99.5%をエネルギー起源CO₂が占めています。

排出要因別に見ると、2014（平成26）年度は「電気の使用」の占める割合が最も高く、次いで「廃棄物の処理」、「A重油」となっていました。2024（令和6）年度では、「電気の使用」、「灯油」、「A重油」の順に高くなっています。

「嘉麻クリーンセンター」、「嘉麻浄化センター」等が本計画の対象外となったことで、排出構造が変化しています。

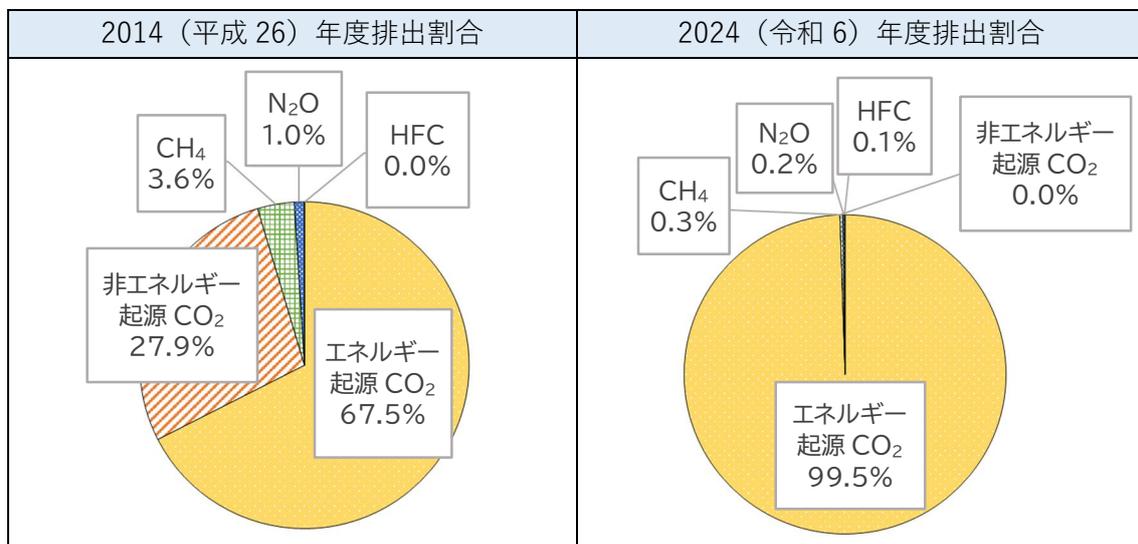


図3 温室効果ガス排出構造（ガス種別）

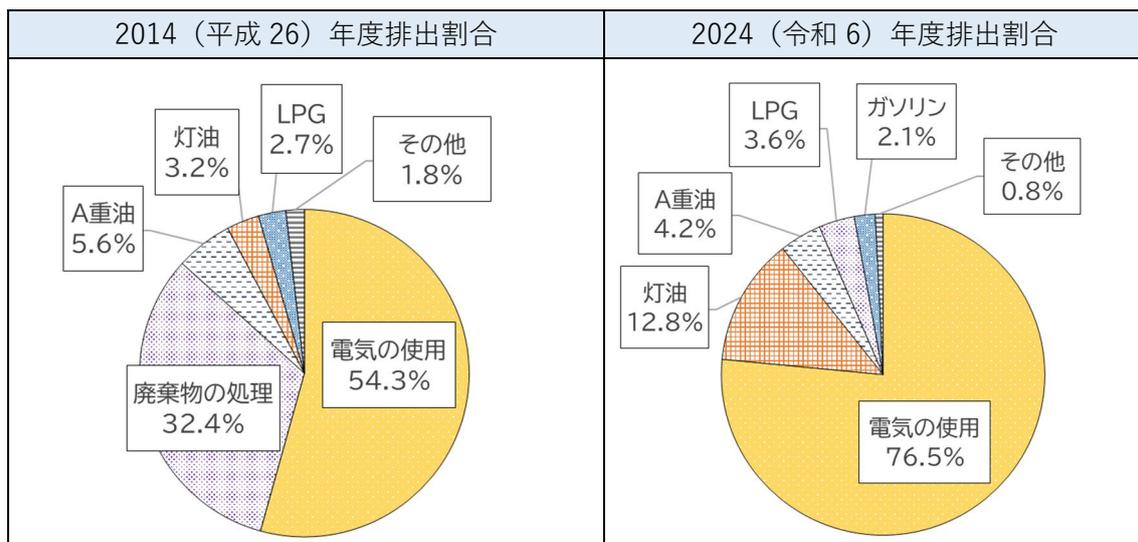


図4 温室効果ガス排出構造（排出要因別）

※廃棄物の処理には、廃棄物の焼却・埋立、し尿・浄化槽汚泥の処理が含まれます。

3-3 2024（令和6）年度の温室効果ガス排出量の分析

(1) 市全体の排出構造

エネルギー起源 CO₂ の排出構造を見ると、「電気の使用」、「灯油」、「A 重油」の順で割合が高くなっています。

エネルギー起源 CO₂ 以外の温室効果ガスの排出構造を見ると、「浄化槽によるし尿及び雑排水の処理」が全体の 64.2% を占めており、次いで「自動車の走行・カーエアコン」の割合が高くなっています。

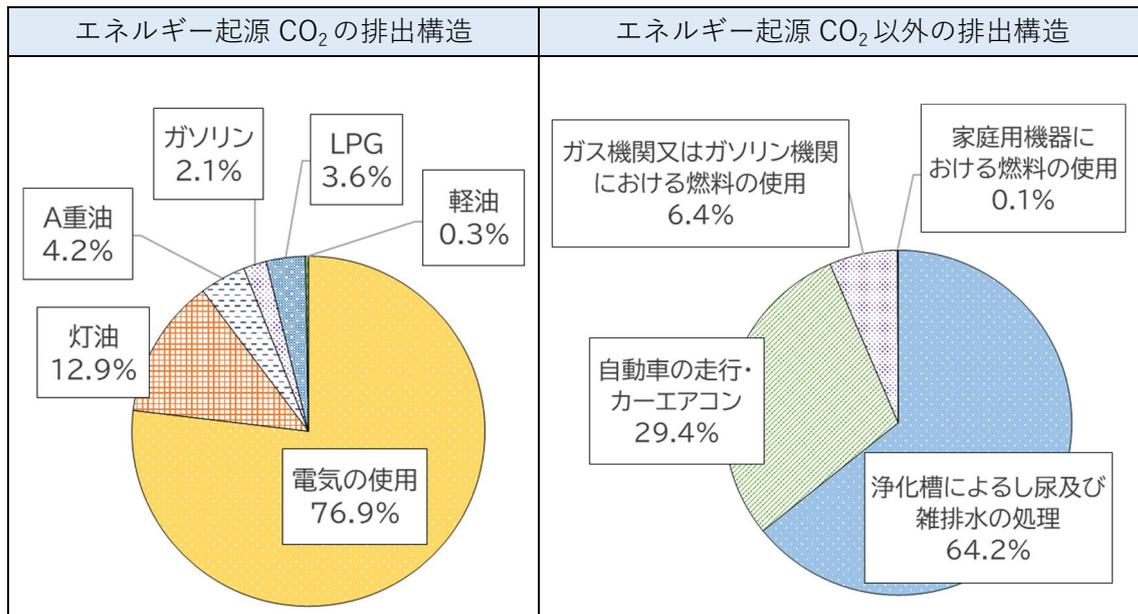


図5 温室効果ガス排出構造

※エネルギー起源 CO₂ は、電気、ガソリン、灯油、軽油、A 重油、LPG の消費に伴い排出される CO₂ を指します。

※エネルギー起源 CO₂ 以外は、廃棄物の処理、自動車の走行等によって排出される CH₄、N₂O、PFC を指します。

(2) 施設別排出割合

施設別の温室効果ガス排出割合を見ると、「ふるさと交流館なつきの湯」から排出される温室効果ガスが全体の約 10%を占めています。また、「ふるさと交流館なつきの湯」、「スイミングプラザなつき」「漆生浄水場」、「嘉麻市役所本庁舎」、「山田サルビアパーク」、の 5 施設から排出される温室効果ガスが全体の約 39%を占めています。

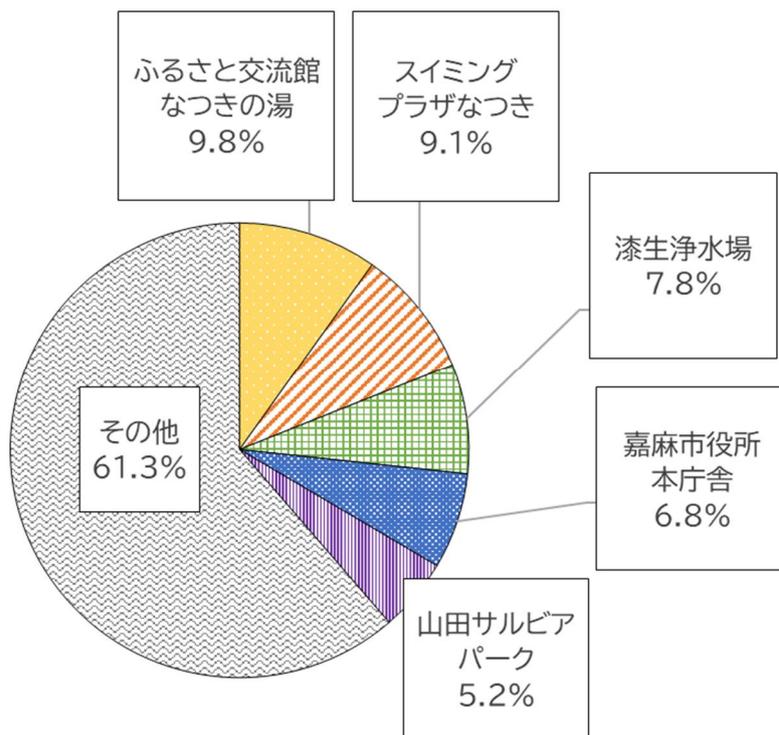


図 6 施設別温室効果ガス排出割合

4 温室効果ガスの削減目標

4-1 削減目標の考え方

2025（令和7）年2月に閣議決定した国の「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実施すべき措置について定める計画（以下、「政府実行計画」）」では、「温室効果ガス排出量を2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比で50%削減」に加え、新たな目標として「2035（令和17）年度までに65%削減」、「2040（令和22）年度までに79%削減」が明記されています。

国の地球温暖化対策計画において、地方公共団体実行計画（事務事業編）に関する取組は、政府実行計画に準じて取り組むことが求められていることから、本計画の目標についても同水準の目標を設定します。

4-2 本計画における温室効果ガスの削減目標

本計画では、削減目標を「2030（令和12）年度における温室効果ガス排出量を2014（平成26）年度比で50%削減」とします。なお、本目標の基準年度は、政府実行計画の基準年度2013（平成25）年度と異なるため、政府実行計画の目標を上回る水準となっています。

2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量の削減目標

2014（平成26）年度比で **50%削減**

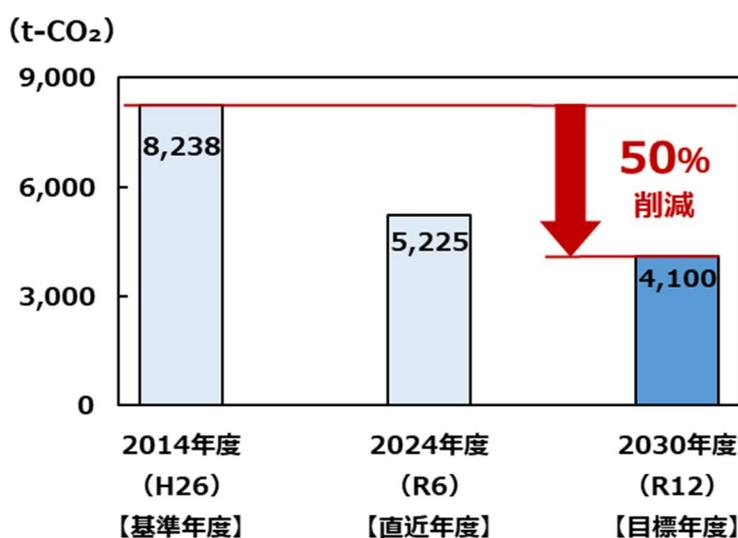


図7 温室効果ガス削減イメージ

5 目標達成に向けた取り組み

目標の達成に向けて、3つの重点取り組みと4つの基本取り組みを設定しました。

設備に関する取り組みについては、設備を所有・管理している施設・課が対象となります。

なお、エネルギー消費量の削減を図ることで削減できた予算を財源として、温室効果ガスの削減効果を考慮しながら、施設改修、設備・機器の導入等を行うなど、財政面を含めた温室効果ガス排出削減のための好循環を生み出し、効果的な取り組みの推進に努めます。

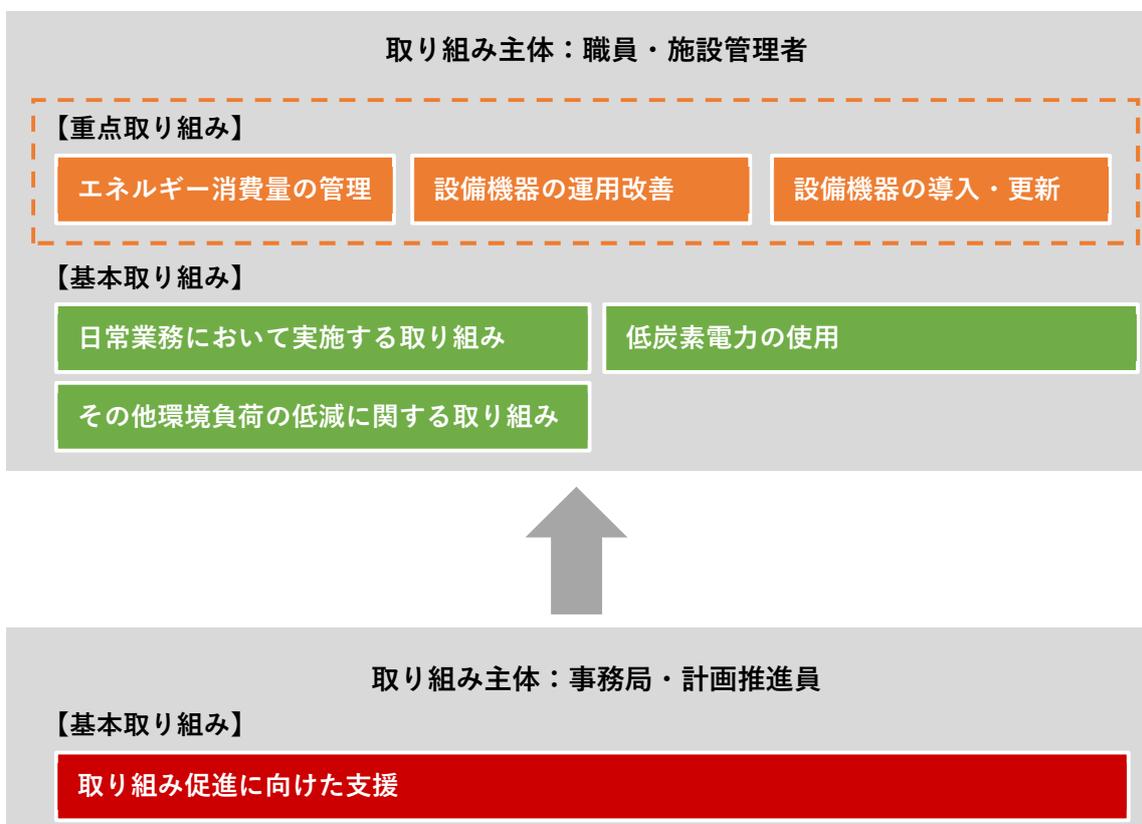


図8 取り組みの構成

5-1 重点取り組み

エネルギー消費量の管理

1) エネルギー消費量の記録・分析

- ▶ 施設ごとのエネルギー消費量を月単位で集計し、エネルギーの経月変化のグラフを作成します。
- ▶ 天候、施設の利用状況等を基にエネルギーの増減要因を分析します。

設備機器の運用改善

1) 照明設備

- ▶ 照明器具等の清掃、電球の適正な時期での交換を実施します。
- ▶ 照度基準に配慮した上で照明の間引き等を行います。

2) 空調設備

- ▶ 空調機フィルターの定期的な清掃、交換等に努めます。
- ▶ 空調機の停止時間よりも空調熱源の停止時間を早めるなど、空調熱源の運転時間の見直しを検討します。
- ▶ 室内のCO₂濃度等に配慮した上で外気導入量の適正化を図ります。

3) 熱源設備

- ▶ 熱源設備の空気比や冷温水出口温度の最適化を図ります。
- ▶ 蒸気配管、冷温水配管の保温状況を定期的に確認し、必要に応じて補修します。

4) 公用車

- ▶ 定期的にタイヤの適正な空気圧を確認するなどの車両整備を行います。

設備機器の導入・更新

1) 照明設備

- ▶ トイレ等に人感センサーの導入を検討します。
- ▶ 照明空間の利用状況に応じたスイッチ回路の導入に努めます。
- ▶ LED 等の高効率な照明器具の導入に努めます。

照明のLED化

LED は蛍光灯と比べて電力消費量が少ない（蛍光灯の約 40%※1）ため、消費電力の削減に繋がります。また、LED は、発熱量が少ないため、冷房負荷が低減します。

さらに、LED は、蛍光灯と比べて寿命が長い（蛍光灯：6,000～12,000 時間、LED：約 40,000 時間※2）ためランニングコストの削減に繋がります。特に、ホールや体育館等の高天井の照明については、交換に必要なコストの削減にも繋がります。

※1 出典：ビル省エネ手帳 2020（一般財団法人省エネルギーセンター）

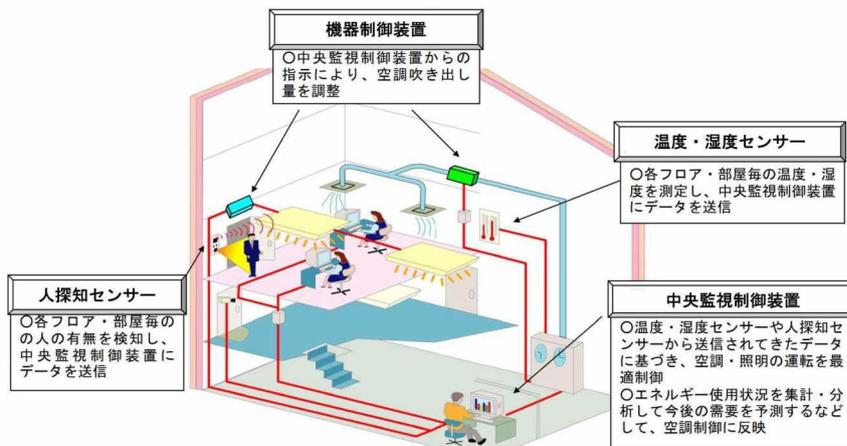
※2 出典：特定非営利活動法人 LED 照明推進協議会 HP

2) 空調設備

- ▶ トップランナー基準を考慮して高効率な空調設備の導入に努めます。
- ▶ BEMS 等のエネルギー管理システムの導入を検討します。

ビル・エネルギー管理システム(BEMS)

BEMS(Building and Energy Management System)とは、「ビル・エネルギー管理システム」と訳され、室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システムのことです。BEMS は建物内のエネルギー使用状況や設備機器の運転状況を把握し、需要予測に基づく負荷を勘案して最適な運転制御を自動で行うもので、エネルギーの供給設備と需要設備を監視・制御し、需要予測をしながら、最適な運転を行うシステムです。



■BEMS の例

出典：中央環境審議会 地球環境部会（第 81 回）議事次第（環境省）

3) 熱源設備

- ▶ トップランナー基準を考慮して高効率な熱源設備の導入に努めます。

4) 給湯設備

- ▶ トップランナー基準を考慮して高効率な給湯器の導入に努めます。

設備の更新

一般的な公共施設に設置されている設備には、「空気調和設備」、「換気設備」、「冷温水発生機」、「照明設備」などがあります。

これらの設備の耐用年数の目安として、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（発令：昭和40年3月31日大蔵省令第15号、最終改正：令和7年3月31日号外財務省例第34号）に下表のような年数が示されています。

これらの耐用年数を目安として設備更新を検討する必要があります。

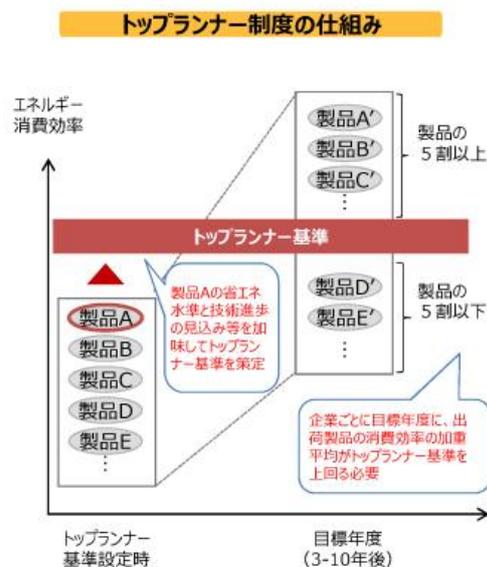
■設備の耐用年数

設備区分		耐用年数
電気設備 (照明設備を含む。)	蓄電池電源設備	6年
	その他のもの	15年
冷房、暖房、通風又は ボイラー設備	冷暖房設備 (冷凍機の出力が22kW以下のもの)	13年
	その他のもの	15年

省エネ性能が高い設備・製品の選定

省エネ性能の高い設備・製品を選定する際には、トップランナー基準を参考にすることが重要です。トップランナー基準とは、現在市場に流通している製品のうち、エネルギー消費効率が最も優れている製品（トップランナー）の性能に、将来の技術開発の見通しなどを加味して設定された省エネ基準です。この基準に近い、あるいは達成している製品ほど、省エネ性能が高いといえます。

省エネ性能の高い設備・製品は、一般的に導入費用が高くなる傾向がありますが、導入後は消費電力や燃料使用量を抑えられるため、長期的にはコスト削減につながります。



出典：資源エネルギー庁 HP

機器・建材トップランナー制度

5) 公用車

- ▶ 車両入れ替えの際は、電気自動車などの環境性能に優れた次世代自動車の導入に努めます。

6) 再生可能エネルギー

- ▶ 電力需要低減効果や建築規模、設置条件等を考慮し、太陽光発電設備や太陽熱利用設備の導入に努めます。
- ▶ 再生可能エネルギー設備の導入が見込める場合には、国の補助制度を活用し、積極的な導入を図ります。

7) 建築物関連

- ▶ 建築物の設計時には、公共施設の新設や大規模改築の際は、高断熱化・高気密化、太陽光発電設備の設置などにより、消費エネルギー量を大幅に削減するZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化を検討します。
- ▶ 二重窓、複層ガラス、熱反射ガラス、遮熱フィルム、高反射塗料などの採用を検討し、建築物の断熱性の向上を図ります。
- ▶ 庁舎・施設などの植栽、緑化の推進に努めます。特に、ヒートアイランド現象の緩和にも効果のある、壁面緑化及び屋上緑化を推進します。

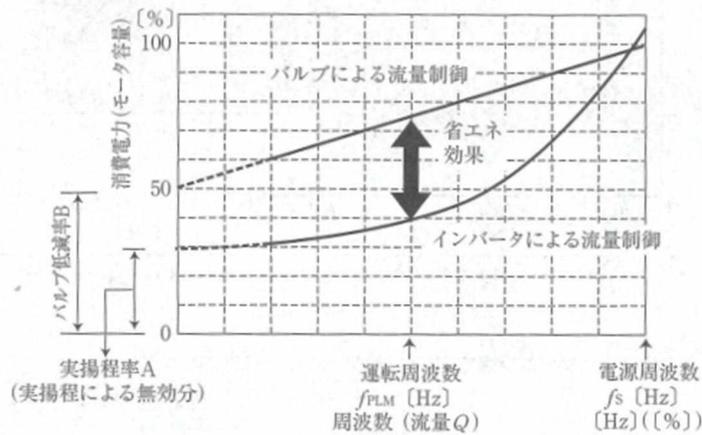
8) その他

- ▶ トップランナー基準を考慮して高効率モーターの導入に努めます。
- ▶ ダンパやバルブで風量や流量を調節している場合、インバータの導入に努めます。
- ▶ 地下駐車場がある場合、CO₂濃度やCO濃度に基づいた換気の制御システムの導入に努めます。
- ▶ プリンタやコピー機などのOA機器(事務用機器)をリース及び購入する際は、以前の調達台数や契約年数に制約されることなく、OA機器の利用状況の実態を踏まえて、設置台数や配置を最適化します。
- ▶ プリンタやコピー機、FAX等を別々に置く必要性が無ければ、複合機に切り替えます。
- ▶ パソコン等電化製品の購入時は、省エネタイプの機種を選定に努めます。
- ▶ 清涼飲料自動販売機を設置する際は、省エネタイプかつノンフロン対応の機種を選定するよう努めます。

インバータの導入

インバータは周波数を制御することで、モーターの回転数を制御する装置です。インバータ制御を行うことで、ポンプ・ファンの消費電力がモーターの回転数の3乗に比例して削減されます。インバータは、バルブやダンパを絞って流量・風量を調整している箇所に導入することで大きな省エネ効果が生まれます。一方、流量・風量調整が必要なく、バルブ・ダンパが全開となっている箇所にインバータを導入しても、インバータ本体での消費電力が増加するのみであり、省エネ効果は得られません。インバータ制御を行う場合、バルブ・ダンパは常に全開にして、インバータの設定周波数を調整することで流量・風量を調節しましょう。

●ポンプ設備の場合



■バルブとインバータの消費電力の差

出典：ビル省エネ手帳 2020（一般財団法人省エネルギーセンター）

5-2 基本取り組み

日常業務において実施する取り組み

(1) 電力消費量の削減

① 全ての職場における取り組み

1) 照明設備

- ▶ 窓口対応や来庁者等のある部分を除き、昼休みは消灯します。
- ▶ 勤務時間外の事務所や常時人のいない場所（会議室、更衣室、倉庫、トイレなど）は、業務に支障のない範囲で消灯します。
- ▶ 廊下は、業務や通行に支障のない範囲で間隔を空けて消灯(または間引き)します。
- ▶ 窓際など、屋外から必要な明るさが得られる際には消灯します。

2) 空調設備

- ▶ 使用していない部屋の空調は停止します。
- ▶ 冷暖房時には窓・扉を閉め、空間が開放されないようにします。
- ▶ 空調吹出口や吸込口の周囲に障害物を置かないようにします。
- ▶ 冷房利用時、朝や夕方など外気温が下がる時間帯には、窓を開けて涼しい外気を利用します。
- ▶ 季節に応じてカーテンやブラインドを利用することで、窓際の断熱を図り、空調の効率化に努めます。
- ▶ エアコンを長期間使用しない場合は、コンセントを抜きます。
- ▶ 夏季（5～10月）のクールビズ、冬期（12～3月）のウォームビズを励行します。
- ▶ 空調機フィルターの定期的な清掃、交換等に努めます。

3) OA 設備（パソコン、プリンタ、コピー機等）

- ▶ パソコンやプリンタ、コピー機などは省電力モードに設定します。
- ▶ 昼休みや会議・出張等で長時間(1時間以上)離席する場合は、業務に支障のない範囲で、パソコンやプリンタ、コピー機などの電源を切ります。

4) 昇降機

- ▶ 階段の昇降が困難な場合や台車などの荷物運搬を除き、エレベーターの利用を控え、階段を利用します。

窓ガラスの断熱強化

カーテンやブラインドを可能な範囲で閉めておく、南側や西側に面している窓に遮熱フィルムを施工する等、窓ガラスの断熱を強化することで、入熱（放熱）が減少するため、夏季及び冬季の空調負荷の低減に繋がります。

窓ガラスの断熱対策を行うことで、ペリメーターゾーン（建物の外壁や窓際付近のエリアのこと。外気や日射しの侵入によって空調効果が弱まり、夏季は暑く、冬季は寒くなりやすい。）の不快感が低減し、室内環境の改善に繋がります。



※市内の公共施設に対し、省エネ診断を実施した際に撮影した熱画像及び写真です。
熱画像左上の表示温度は、熱画像中心部の温度を示しています。

② 施設・設備担当における取り組み

1) 照明設備

- ▶ 各施設の利用状況に応じた照明の管理基準を設定します。
- ▶ 照明設備とデスク等が適正に配置されるよう検討します。

2) 空調設備

- ▶ エアハンドリングユニットがある場合は、室内の CO₂ 濃度が 1,000ppm を超えない範囲で外気の入量を抑制するよう努めます。
- ▶ 室外機の熱対策（遮光やショートサーキットの防止）を行います。

3) 熱源設備

- ▶ 中間期など空調負荷の低い時期は、冷温水の出口温度を空調負荷の高い時期よりも緩和します。
- ▶ 熱源設備は、スケジュール運転を行い、運転時間の短縮に努めます。
- ▶ 熱源設備を空調機よりも早い時間に停止できないかを検討します。
- ▶ 熱源設備の効率を定期的に把握し、効率の評価、改善の方向性を検討します。

4) 給湯設備

- ▶ 貯湯機能がある場合、貯湯温度を 80℃以下に設定します。
- ▶ 省エネモードやスケジュール設定機能がある場合、その機能を活用します。
- ▶ 瞬間湯沸器などは、給湯温度の設定を下げ、使用時以外は電源を切ります。

5) ポンプ・ファン

- ▶ 負荷側（利用先）が要求しない時間帯はポンプ・ファンを停止します。
- ▶ インバータがある場合、バルブやダンパを全開とします。

(2) 水道使用量の削減

- ▶ トイレや洗面所、給湯室では、張り紙等による節水を呼びかけます。
- ▶ 植栽等への散水は天候を考慮し、必要量だけ散水します。

(3) 紙使用量の削減

- ▶ 庁内の事務手続きの簡素化や、庁内 LAN やメールの活用によってプリントアウトを抑制し、文書によるやりとりを少なくします。
- ▶ 文書内容の確認ミスやコピー機の設定ミスによるミスコピーを減らします。
- ▶ 裏紙利用や両面印刷、2up（割り付け印刷）を活用し、印刷枚数を削減します。
- ▶ 報告書や資料、配布物等は過去の実績を参考に必要部数を検討し、予備を極力削減します。
- ▶ 課内において共有可能な文書は、複数印刷しないよう努めます。

(4) 公用車の燃料消費量の削減

① 全ての職場における取り組み

- ▶ 不必要なアイドリングや急発進、急加速、空ぶかし等をせず、エコドライブを実践します。
- ▶ 相乗りによって、公用車利用の効率化を図ります。
- ▶ 移動の際は、雨天・悪天候時や大きな荷物の運搬をする場合などを除き、可能な限り公共交通機関や自転車の利用、徒歩移動に努めます。

② 施設・設備担当における取り組み

- ▶ タイヤ空気圧の点検を行い、余分な荷物を載せたままにしないなど、適切な車両整備を行います。
- ▶ 公用車の一元管理を推進し、職員が適切に利用できるよう努めます。
- ▶ 公用車の使用実態を把握し、必要台数を検討します。
- ▶ 公用車の燃料消費量や走行距離を車両別に把握します。

(5) エネルギー（電気・ガス等）使用の管理

① 全ての職場における取り組み

- ▶ ノー残業デーを推進し、施設の稼働時間を削減します。

② 施設・設備担当における取り組み

- ▶ 電気の需要の平準化のためピークカット・ピークシフト対策を検討します。
- ▶ 主要設備の最新状況を反映した機器台帳を整備することについて検討します。
- ▶ 部屋の用途やレイアウトに合わせた設備機器の運転を実施します。
- ▶ 省エネ診断を受診し、診断結果に基づいた対策等の実施を検討します。
- ▶ 各課・各施設において、毎月、電気・ガス等のエネルギー消費量を把握し、エネルギーの増減要因の分析に努めます。

低炭素電力の使用

(1) 電気事業者ごとの排出係数の確認と低炭素電力の選択

- ▶ 環境省より毎年度公表される電気事業者ごとの電気の排出係数を確認するとともに、より排出係数の低い電気事業者の選択に努めます。

電気事業者の選択

電気の排出係数は、電気事業者が発電する際に排出した CO₂ の量を供給（小売り）した電力量で割った値で、電気事業者が供給する電気の発電方法によって変動します。電気事業者の中には、太陽光などの再生可能エネルギーを多く採用し、排出係数を抑えている事業者もあります。ただし、再生可能エネルギーの比率を高めることで費用の増加や十分な供給量を確保できないといった問題もあります。

排出係数の違いによって、同じ量の電気を消費しても CO₂ 排出量が変わるため、電気事業者を選ぶ際の参考になります。

1年間に 50 万 kWh の電気を消費した場合

電気の排出係数	CO ₂ 排出量
0.5 kg-CO ₂ /kWh	250 t-CO ₂
0.4 kg-CO ₂ /kWh	200 t-CO ₂
0.3 kg-CO ₂ /kWh	150 t-CO ₂

1年間で
100 t-CO₂ の差

その他環境負荷の低減に関する取り組み

(1) グリーン契約（環境配慮契約）・グリーン購入の推進

- ▶ グリーン契約の導入を検討します。
- ▶ 印刷物は、総合評価値(古紙パルプ配合率・白色度等の評価値の合計)の高い用紙を指定し、表紙のフィルム加工等リサイクルできない用紙の使用を控えます。
- ▶ 画用紙や模造紙等は、古紙配合率が高い製品を選定するよう努めます。
- ▶ 文具・事務機器などは、リサイクルしやすい製品や詰め替え可能な製品、環境ラベル(エコマーク、グリーンマークなど)のある環境に配慮した製品の導入に努めます。

(2) 廃棄物の減量とリサイクルの推進

- ▶ 廃棄文書のうち可能なものは資源としてリサイクルし、ファイルやクリップ等
はリユースします。
- ▶ 分別用のごみ箱を設置し、分別排出を徹底します。
- ▶ トナーカートリッジ等を納入業者やメーカーが回収している場合は、廃棄せず
引き渡します。
- ▶ 使い捨て製品の購入を抑制し、長期間使用できる製品やリサイクルルートが確
立された製品を購入します。

(3) その他

- ▶ 給湯器やボイラー等を更新する際は、重油・灯油から電気式の機器への切り替
えを検討します。
- ▶ 個別の施設に限定せず、近隣の複数施設のエネルギー使用条件や設備状況を考
慮の上、大規模空調を導入するなど、総合的なエネルギー使用の効率化を検討
します。

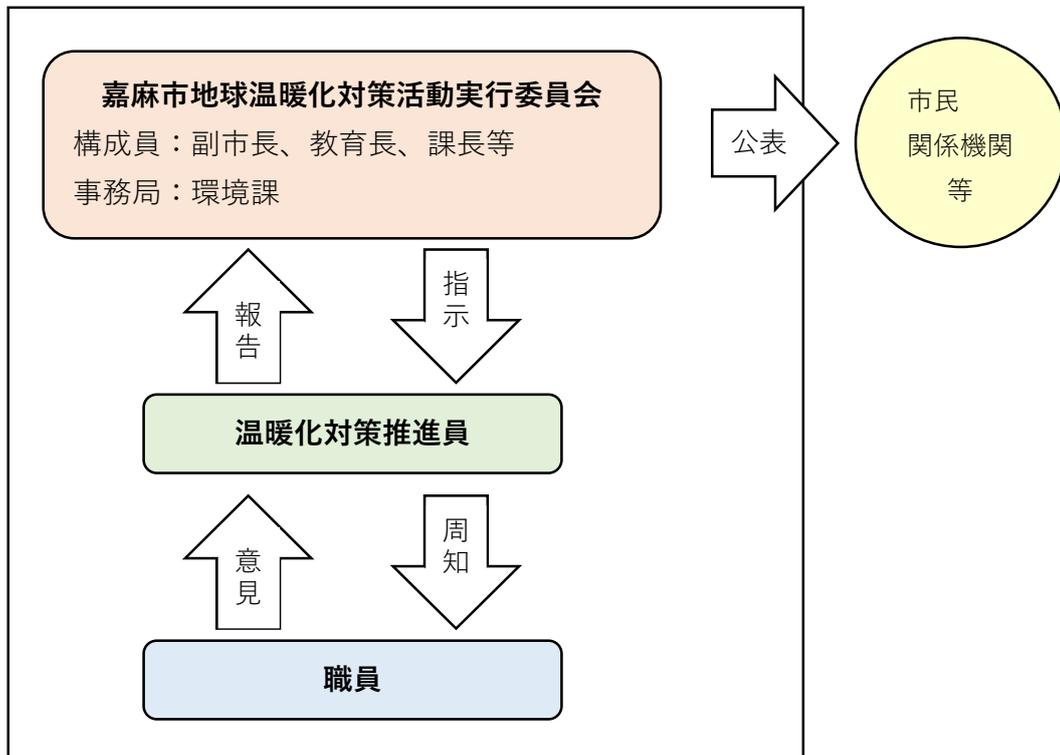
取り組み促進に向けた支援

- ▶ 省エネに取り組むためのエネルギー管理・体制づくりを検討します。
- ▶ 環境省の「環境配慮契約法パンフレット」における契約手法を参考に、環境性
能を含めて総合的に評価し、最も優れた製品やサービス等を提供する者と契約
する仕組み(環境配慮契約)の導入を検討します。
- ▶ 電気購入契約では、単価や契約内容に加えて、電気の排出係数を考慮し、最適
な電気事業者を選定するよう施設担当者へ要請します。
- ▶ エコドライブに関する周知を行います。

6 計画の推進体制と進行管理

6-1 推進体制

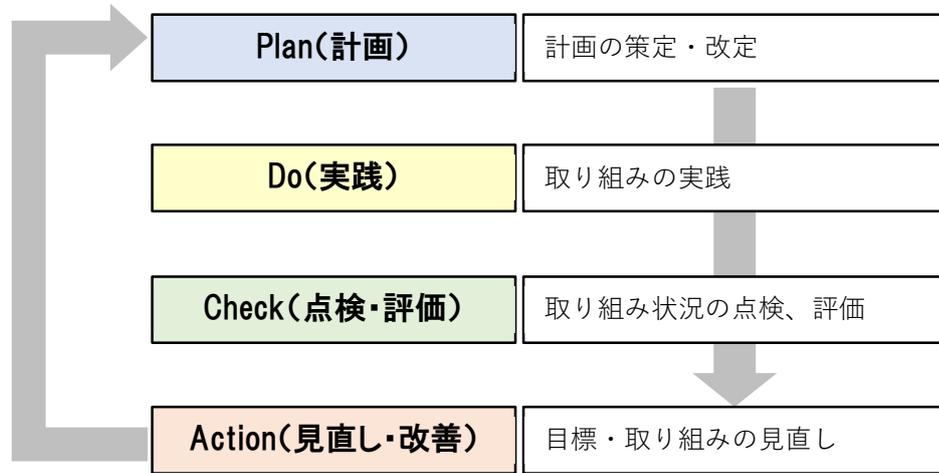
本計画の推進体制は以下のとおりとします。



名称	役割
嘉麻市地球温暖化対策活動実行委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 委員長を副市長、副委員長を総務課長とし、その他、教育長、課長等を構成員とする組織において、事務事業全体の点検・評価・改善を行います。
温暖化対策推進員	<ul style="list-style-type: none"> ● 各課に温暖化対策推進員を置き、各課における計画の推進及び進捗状況の点検等を行います。 ● 所管する施設の点検・評価の結果を基に、各施設における取り組みを見直し、次年度以降の取り組みに反映します。
事務局(環境課)	<ul style="list-style-type: none"> ● 各課の点検・評価・改善のとりまとめを行います。 ● 嘉麻市地球温暖化対策活動実行委員会の開催・運営を行います。

6-2 進行管理

本計画では、PDCA サイクルを活用し、計画の進行管理を行います。



(1) Plan

- ▶ **嘉麻市地球温暖化対策活動実行委員会**は、本市の事務事業に伴う温室効果ガスを削減するため、政府の「地球温暖化対策計画」に即した実行計画の策定・改定を行います。
- ▶ **温暖化対策推進員**は、実行計画の内容を各課職員へ周知するとともに、管理する施設の特性を踏まえ、各年度において実施する取り組み内容を設定するとともに、取り組み実施に向けた体制を整備します。
- ▶ **事務局**は、実行計画の策定・改定が行われた際は、その内容を公表します。

(2) Do

- ▶ **事務局**は、職員を対象とした研修会及びセミナーを開催し、各課の取り組みを促進します。
- ▶ **温暖化対策推進員**は、各課職員に対し、Plan で設定した取り組みの実践を周知します。
- ▶ **各課の職員**は、実行計画に基づき、日常業務における温室効果ガスの削減に関する取り組みを実践します。
- ▶ **施設・設備担当者**は、実行計画に基づき、設備のエネルギー管理の強化を行うとともに、設備の省エネ運用を実践します。
- ▶ **指定管理施設の担当者**は、指定管理者に対し、設備の運用改善を行い、温室効果ガスの削減を図るよう依頼します。

(3) Check

- ▶ 事務局は、温暖化対策推進員に各課におけるエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の把握を依頼し、温暖化対策推進員の報告内容を整理します。
- ▶ 温暖化対策推進員は、課が所管している施設のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量を把握し、事務局へ報告します。
- ▶ 嘉麻市地球温暖化対策活動実行委員会は、事務局からの報告を基に、全庁における取り組み状況を評価します。
- ▶ 事務局は、取り組み状況の評価結果を公表します。

(4) Action

- ▶ 事務局は、温暖化対策推進員の報告内容を基に各課の現状と課題を把握します。
- ▶ 温暖化対策推進員は、課が所管している施設の点検結果を基に、取り組み内容の見直しを行います。
- ▶ 嘉麻市地球温暖化対策活動実行委員会は、事務局からの報告を基に、各課の見直し内容を把握し、必要に応じて実行計画に反映します。

資料編

1 嘉麻市地球温暖化対策活動実行委員会規程

(設置)

第1条地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づき、嘉麻市地球温暖化対策実行計画(以下「実行計画」という。)を策定し、この計画に従った事務事業の推進を図るため、嘉麻市地球温暖化対策活動実行委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1)実行計画の策定に関すること。
 - (2)実行計画の進行及び管理に関すること。
 - (3)実行計画の進捗状況の点検及び評価に関すること。
 - (4)その他地球温暖化対策に関し、委員会が必要と認めること。
- (一部改正〔平成30年訓令3号・31年5号〕)

(組織)

第3条委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもって充て、副委員長は、総合調整監(総務財政及び市民環境担当)をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1)教育長
 - (2)福祉事務所長
 - (3)各課(局)長及び参事。ただし、環境課長を除く。
- (一部改正〔平成29年訓令2号・31年1号・5号〕)

(委員長及び副委員長)

第4条委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要に応じ関係課の職員を委員会に出席させることができる。

(作業部会の設置)

第6条委員長は、計画の策定及び推進について、必要な調査、企画及び資料の作成等を行わせるため、委員会の下部組織として作業部会を設置することができる。

2 前項に規定する作業部会は、各課(局)に属する係長等のうち、委員長が指定するもので構成する。

(追加〔平成31年訓令5号〕)

(庶務)

第7条委員会の庶務は、環境課において処理する。

(一部改正〔平成31年訓令5号〕)

(その他)

第8条この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が定める。

(一部改正〔平成30年訓令3号・31年5号〕)

附則

この訓令は、平成27年11月1日から施行する。

(一部改正〔平成31年訓令5号〕)

附則(平成29年3月31日訓令第2号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附則(平成30年6月26日訓令第3号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

附則(平成31年3月25日訓令第1号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附則(平成31年4月1日訓令第5号)

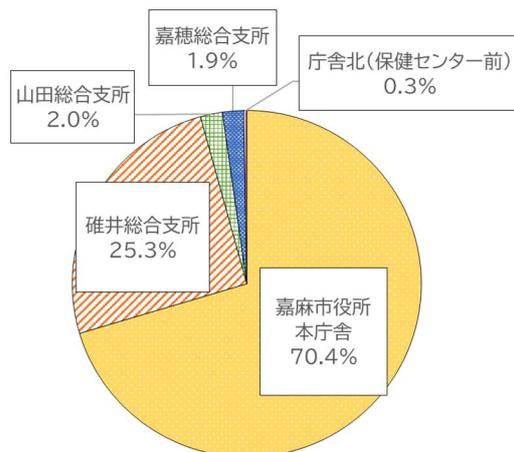
この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

2 施設別排出量（2024年度）

(1) 行政系施設

施設名	排出量 (kg-CO ₂)
嘉麻市役所本庁舎	355,589
碓井総合支所	128,028
山田総合支所	10,295
嘉穂総合支所	9,840
庁舎北（保健センター前）	1,457
合 計	505,208

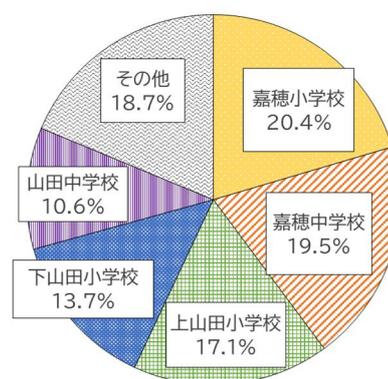
※嘉麻市役所本庁舎は 2020（令和 2）年 3 月 23 日開庁



■ 排出割合

(2) 学校教育系施設

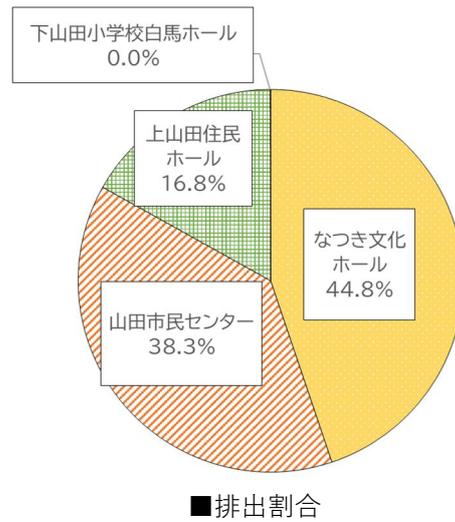
施設名	排出量 (kg-CO ₂)
嘉穂小学校	127,682
嘉穂中学校	121,901
上山田小学校	106,738
下山田小学校	86,039
山田中学校	66,477
牛隈小学校	43,014
熊ヶ畑小学校	21,038
碓井中学校	20,126
嘉麻総合高等学校大隈城山校	17,755
稲築東小学校	15,042
合 計	625,812



■ 排出割合

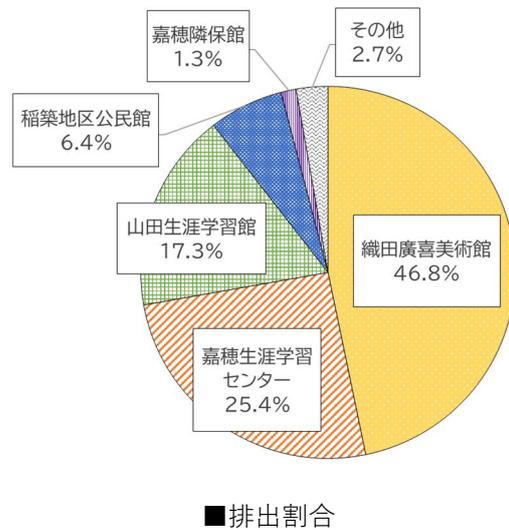
(3) 市民文化系施設

施設名	排出量 (kg-CO ₂)
なつき文化ホール	46,485
山田市民センター	39,684
上山田住民ホール	17,442
下山田小学校白馬ホール	38
合 計	103,648



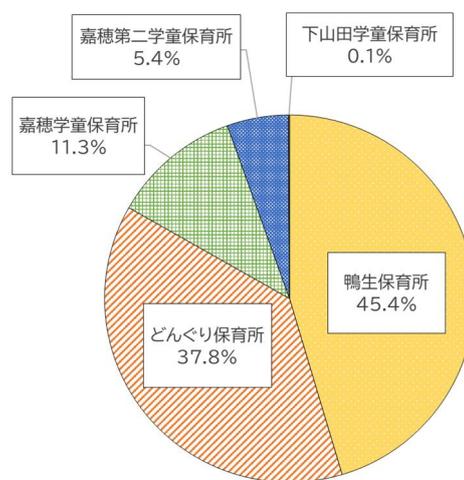
(4) 社会教育系施設

施設名	排出量 (kg-CO ₂)
織田廣喜美術館	202,017
嘉穂生涯学習センター	109,835
山田生涯学習館	74,846
稲築地区公民館	27,827
嘉穂隣保館	5,654
稲築文化ふれあい伝承館	3,988
嘉穂ふるさと交流館	2,368
嘉穂地区公民館宮野分館	2,325
嘉穂地区公民館千手分館	2,018
嘉穂地区公民館足白分館	1,080
合 計	431,958



(5) 子育て支援施設

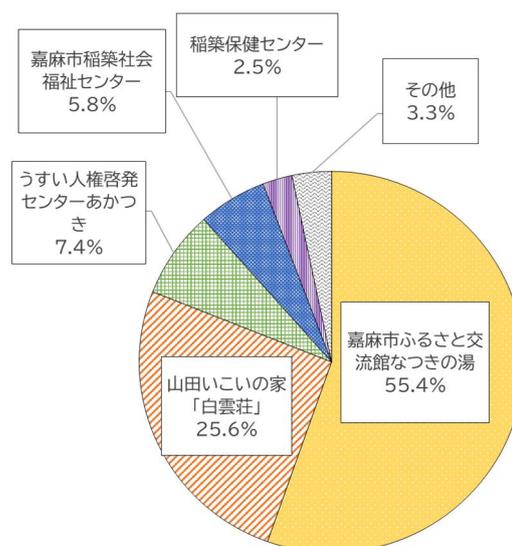
施設名	排出量 (kg-CO ₂)
鴨生保育所	32,154
どんぐり保育所	26,799
嘉穂学童保育所	8,004
嘉穂第二学童保育所	3,790
下山田学童保育所	73
合 計	70,820



■ 排出割合

(6) 保健・福祉施設

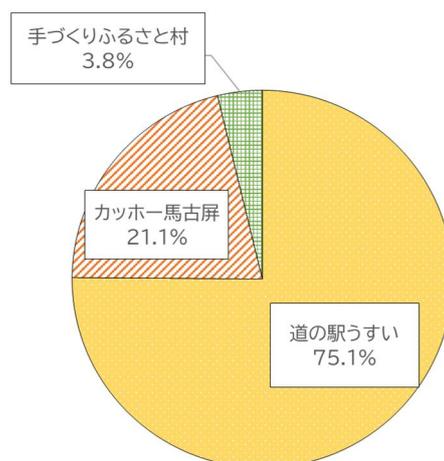
施設名	排出量 (kg-CO ₂)
嘉麻市ふるさと交流館 なつきの湯	512,436
山田いこいの家「白雲荘」	236,666
うすい人権啓発センター あかつき	68,749
嘉麻市稲築社会福祉センター	53,304
稲築保健センター	23,057
嘉穂老人福祉センター	19,010
稲築老人いこいの家	6,632
碓井母子保健施設	4,944
合 計	924,797



■ 排出割合

(7) 産業系施設

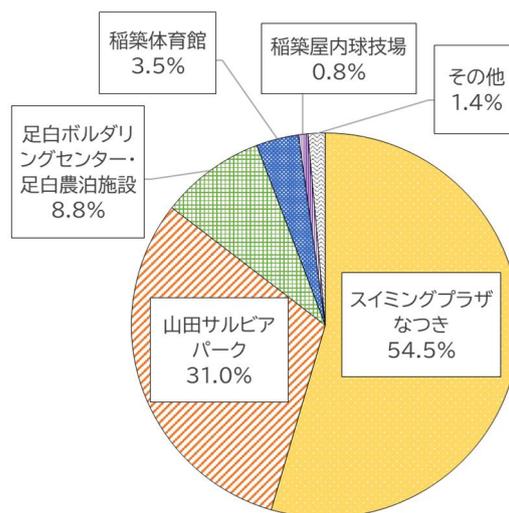
施設名	排出量 (kg-CO ₂)
道の駅うすい	190,270
カッホー馬古屏	53,438
手づくりふるさと村	9,603
合 計	253,312



■ 排出割合

(8) スポーツ・レクリエーション系施設

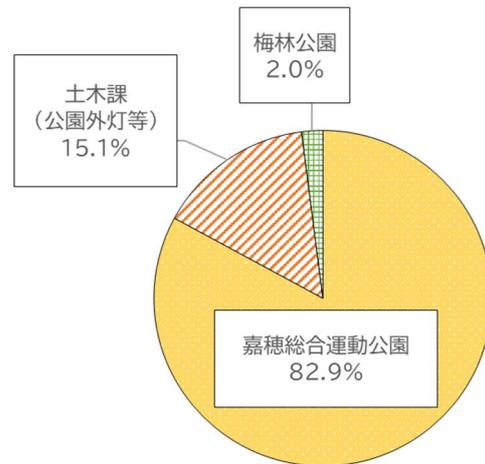
施設名	排出量 (kg-CO ₂)
スイミングプラザなつき	476,264
山田サルビアパーク	270,591
足白ボルダリングセンター・ 足白農泊施設	76,737
稲築体育館	30,836
稲築屋内球技場	6,884
碓井屋内ゲートボール場	4,056
山田武道館	3,036
山田野球場	1,771
嘉穂野球場	1,463
古処山キャンプ村	1,244
山田弓道場	566
稲築野球場	314
稲築町制 40 周年記念運動広場	64
碓井野球場	1
碓井グラウンド	0
山田友愛グラウンド	0
稲築武道館	0
山野野球場	0
千手体育館	0
泉河内体育館	0
大隈体育館	0
馬見山キャンプ村	0
合 計	873,826



■ 排出割合

(9) 公園

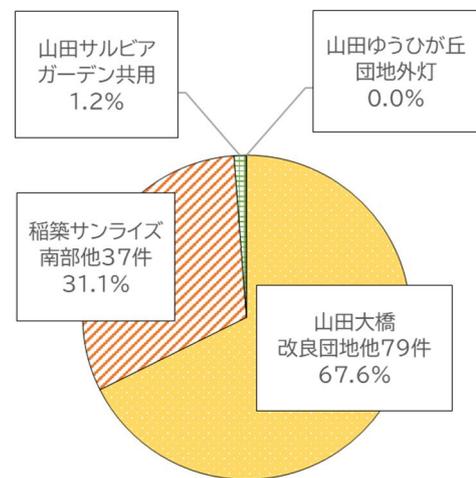
施設名	排出量 (kg-CO ₂)
嘉穂総合運動公園	103,408
土木課 (公園外灯等)	18,786
梅林公園	2,515
合 計	124,709



■ 排出割合

(10) 公営住宅

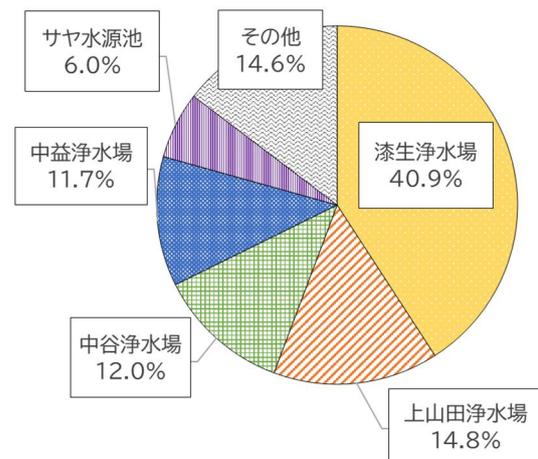
施設名	排出量 (kg-CO ₂)
山田大橋改良団地他 79 件	90,728
稲築サンライズ南部他 37 件	41,775
山田サルビアガーデン共用	1,612
山田ゆうひが丘団地外灯	15
合 計	134,131



■ 排出割合

(11) 上水道施設

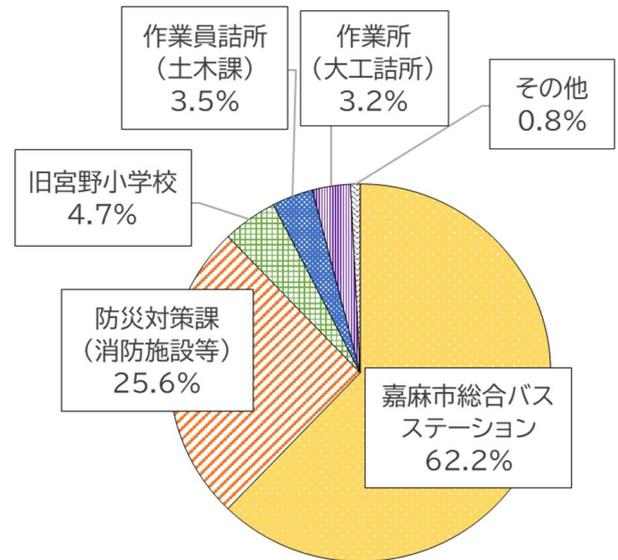
施設名	排出量 (kg-CO ₂)
漆生浄水場	406,581
上山田浄水場	147,307
中谷浄水場	119,036
中益浄水場	116,323
サヤ水源池	59,939
上臼井浄水場・光代水源池	58,366
その他ポンプ等 (稲築)	46,525
その他ポンプ等 (山田)	33,943
その他ポンプ等 (嘉穂)	6,523
合 計	994,542



■ 排出割合

(12) その他

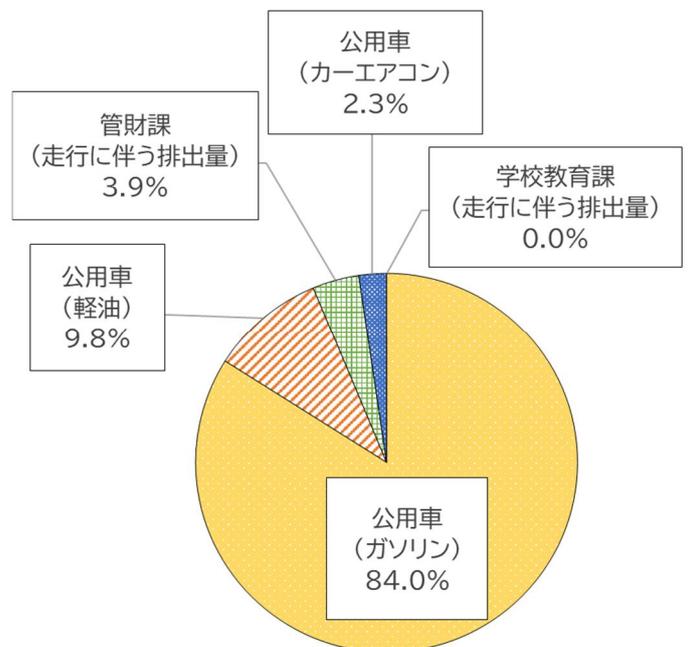
施設名	排出量 (kg-CO ₂)
嘉麻市総合バスステーション	30,925
防災対策課（消防施設等）	12,723
旧宮野小学校	2,319
作業員詰所（土木課）	1,732
作業所（大工詰所）	1,603
一夜城倉庫	173
白馬霊園	147
大橋公衆トイレ	72
山野の石像群	5
防犯灯・稲築公民館駐車場外灯	5
農業委員会事務局（公用車）	2
保育総務係（548号）	0
旧大隈小学校 体育館	0
旧千手小学校 体育館	0
旧泉河内小学校 体育館	0
旧宮野小学校 体育館	0
車庫上会議室・車庫 （商工会議所前）	0
合 計	49,707



■排出割合

(13) 公用車

施設名	排出量 (kg-CO ₂)
公用車（ガソリン）	105,213
公用車（軽油）	12,236
管財課（走行に伴う排出量）	4,924
公用車（カーエアコン）	2,912
学校教育課 （走行に伴う排出量）	12
合 計	125,316



■排出割合

3 地球温暖化係数及び温室効果ガス排出係数

本計画の対象となる温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律法施行令」に規定される排出係数を用い、算定します。

(1) 地球温暖化係数

ガス種	地球温暖化係数
二酸化炭素(CO ₂)	1
メタン(CH ₄)	28
一酸化二窒素(N ₂ O)	265
ハイドロフルオロカーボン(HFC) [※]	1,300

※ハイドロフルオロカーボンの地球温暖化係数は種類ごとに係数が異なる。本計画では、カーエアコンに使用されている HFC-134a の係数を用いる。

(2) 温室効果ガス排出係数

①エネルギー起源 CO₂

対象となる活動量		排出係数	単位
他人から供給された電気の使用	電気	各年度の電気事業者ごとの実排出係数	kg-CO ₂ /kWh
燃料の使用	ガソリン	2.32	kg-CO ₂ /L
	灯油	2.49	kg-CO ₂ /L
	軽油	2.58	kg-CO ₂ /L
	A 重油	2.71	kg-CO ₂ /L
	B 重油又は C 重油	3.00	kg-CO ₂ /L
	液化石油ガス(LPG)	3.00	kg-CO ₂ /kg

【電気の排出係数(kg-CO₂/kWh)】

電気事業者	九州電力株式会社	日本テクノ株式会社	シナネン株式会社
2024(令和 6)年度	0.424	0.426	0.429

※各会社ともメニュー（残差）の電力排出係数を使用した。

②メタン (CH₄)

対象となる活動量		排出係数	単位	
ガス機関又はガソリン機関における燃料の使用	液化石油ガス(LPG)	0.0027	kg-CH ₄ /kg	
家庭用機器における燃料の使用	灯油	0.00035	kg-CH ₄ /L	
	液化石油ガス(LPG)	0.00023	kg-CH ₄ /kg	
	ガソリン	バス	0.000035	kg-CH ₄ /km
		軽乗用車	0.000010	kg-CH ₄ /km
		普通貨物車	0.000035	kg-CH ₄ /km
		小型貨物車	0.000015	kg-CH ₄ /km
		軽貨物車	0.000011	kg-CH ₄ /km
		特種用途車	0.000035	kg-CH ₄ /km
		軽油	普通・小型乗用車	0.0000020
	バス		0.000017	kg-CH ₄ /km
	普通貨物車		0.000015	kg-CH ₄ /km
	小型貨物車		0.0000076	kg-CH ₄ /km
	特種用途車		0.000013	kg-CH ₄ /km
	LPG・ガソリン	普通・小型乗用車(定員 10 名以下)	0.000010	kg-CH ₄ /km
	下水またはし尿の処理	浄化槽によるし尿及び雑排水の処理	0.59	kg-CH ₄ /人

③一酸化二窒素 (N₂O)

対象となる活動量		排出係数	単位	
ガス機関又はガソリン機関における燃料の使用	液化石油ガス(LPG)	0.000031	kg-N ₂ O/kg	
家庭用機器における燃料の使用	灯油	0.000021	kg-N ₂ O/L	
	液化石油ガス(LPG)	0.0000046	kg-N ₂ O/kg	
	ガソリン	バス	0.000041	kg-N ₂ O/km
		軽乗用車	0.000022	kg-N ₂ O/km
		普通貨物車	0.000039	kg-N ₂ O/km
		小型貨物車	0.000026	kg-N ₂ O/km
		軽貨物車	0.000022	kg-N ₂ O/km
		特種用途車	0.000035	kg-N ₂ O/km
		軽油	普通・小型乗用車	0.000007
	バス		0.000025	kg-N ₂ O/km
	普通貨物車		0.000014	kg-N ₂ O/km
	小型貨物車		0.000009	kg-N ₂ O/km
	特種用途車		0.000025	kg-N ₂ O/km
	LPG・ガソリン	普通・小型乗用車(定員 10 名以下)	0.000029	kg-N ₂ O/km
	下水またはし尿の処理	浄化槽によるし尿及び雑排水の処理	0.023	kg-N ₂ O/人

④ハイドロフルオロカーボン (HFC)

対象となる活動量	排出係数	単位
自動車用エアコンディショナーの使用	0.01	kg-HFC/台・年

4 用語説明

五十音	用語	説明
あ行	アイドリング	荷物の積み降ろし時や人待ち時等の自動車の駐停車の際、不必要にエンジンをかけたままにすること。
あ行	インバータ	モータの電源周波数を自在に変えることでモータの回転数を制御する装置。
あ行	エアハンドリングユニット	外部熱源設備から供給される冷水・温水・蒸気等を用いて、空気の温度・湿度を調節して部屋へ供給する、比較的大きな一体型の空気調和機である。
あ行	エコドライブ	環境に配慮した自動車の使用のことであり、やさしい発進を心がけたり、無駄なアイドリングを止める等をして燃料の節約に努め、地球温暖化に大きな影響を与える CO ₂ の排出量を減らす運転。
あ行	エコマーク	様々な商品(製品及びサービス)の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品に付けられる環境ラベル。
あ行	温室効果ガス	地表面から放出される赤外線を吸収し、熱を宇宙空間に逃げないように閉じ込めておく温室のような効果を持つ大気中の気体の総称。CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、フロン等がある。
か行	環境ラベル	商品が環境に与える影響を消費者に伝えるため、商品に付ける記号など。国際標準化機構(ISO (イソ))が基準化しており、日本では日本工業規格(JIS (ジス))に採用。第三者機関の認定を必要とするタイプⅠ、企業の自己主張であるタイプⅡ、商品の認定や主張ではなく、商品の環境情報を定量的に表示するタイプⅢがある。
か行	環境配慮契約法	グリーン契約を推進するため、環境配慮契約法が制定された。環境配慮契約法は、国や独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体等の公共機関が契約を結ぶ際に、価格に加えて環境性能を含めて総合的に評価し、もっとも優れた製品やサービス等を提供する者と契約する仕組みを作り、もって、環境保全の技術や知恵が経済的にも報われる、新しい経済社会を構築することを目指すものである。
か行	グリーン契約 (環境配慮契約)	製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約。

五十音	用語	説明
か行	グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。
か行	グリーンマーク	原料に古紙を規定の割合以上利用していることを示すグリーンマークを古紙利用製品に表示することにより、古紙の利用を拡大し、紙のリサイクルの促進を図ることを目的としている。
か行	高反射塗料	塗料の中に含まれる特殊顔料の作用で、太陽光のうち、近赤外線領域の光を高いレベルで反射するもの。
さ行	再生可能エネルギー	エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等をエネルギー源として利用すること。
さ行	ショートサーキット	給気口(給気ファン)と排気口(排気ファン)の位置が近すぎて、狭い範囲で空気が循環してしまう現象のこと。せっかく取り込んだ新鮮な外気が、スペース内に行き渡ることなく、そのまま排出されてしまうため、換気効率が非常に悪く、換気不足の原因となる。ショートサーキットを防ぐためには、給気口(給気ファン)と排気口(排気ファン)の位置をできるだけ離し、対角線に設置するなどの工夫が必要。
た行	太陽熱利用設備	太陽からの放射熱を大規模な発電から住宅用の温水器に至るまでいろいろな方法で利用するための設備で、集熱、熱伝搬、蓄熱、熱交換、エネルギー交換、放熱などの各システムから成り立つ。
た行	ダンパ	空気調和設備において、ダクトの中間に取り付け風量を調節する装置。
た行	地球温暖化	人間の活動の拡大により CO ₂ をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。 通常、太陽からの日射は大気を素通りして地表面で吸収され、そして、加熱された地表面から赤外線の形で放射された熱が温室効果ガスに吸収されることによって、地球の平均気温は約 15°C に保たれている。
た行	電気の排出係数	電気事業者が電力を作り出す際にどれだけの CO ₂ を排出したかを示すもの。CO ₂ 排出量 ÷ 販売電力量で算出され、kg-CO ₂ /kWh で示される。
た行	トナーカートリッジ	主にレーザー方式の複合機やプリンタで使用されている。カートリッジにトナーを詰め込んだもの。

五十音	用語	説明
た行	トップランナー基準	現在商品化されている製品のうち、エネルギー消費効率が最も優れているもの（トップランナー）の性能に加え、技術開発の将来の見通し等を勘案して定めた省エネ基準。 ※資源エネルギー庁 HP の定義を記載（2026 年 1 月 30 日閲覧） https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/
な行	ノンフロン	フロンを全く使わないガス=自然冷媒は人工的につくりだしたものでなく、自然界にもともとある物質で、オゾン層破壊係数がゼロなのはもちろんのこと、代替フロンと比べても地球温暖化係数が非常に低い、地球に優しい冷媒。
な行	二重窓	遮音・断熱などのため、二重の構造に作られた窓。
な行	熱反射ガラス	ガラスの表面に極薄い金属膜をコーティングしたガラス。
は行	ピークカット・ピークシフト対策	電力の尖頭的な需要を緩和し、平準化するための手法のひとつ。ピークカットはその名称の通りピーク負荷を「カット」する手法。各種発電設備を利用した創エネルギーによるピークカットのほか、旧式の空調機を高効率な空調機に交換したり、蛍光灯や白熱電球といった消費電力の大きなランプを LED 照明など効率の良い照明器具に置き換えることもピークカットの手法に含まれる。蓄電池や蓄熱設備といった設備は、夜間あまり使われていない電力を貯め、負荷の大きな昼間時間に利用する手法であり、ピーク負荷をカットしているわけではない。手法は「ピークシフト」と呼ばれ、ピークカットとは区別されている。
は行	ヒートアイランド現象	都市の気温が周囲よりも高くなる現象。気温の分布図を描くと、高温域が都市を中心に島のような形状に分布する。
は行	複層ガラス	複数枚の板ガラスを重ね、その間に乾燥空気やアルゴンガス等が封入された(または真空状態にした)中間層を設ける形で1ユニットを構成するガラス。
は行	ボイラー	燃料を燃焼させる燃焼室(火室)と、その燃焼で得た熱を水に伝えて水蒸気や温水(=湯)に換える熱交換装置を持つ、水蒸気や湯、及びそれらの形で熱を発生する機器。
ら行	リユース	再使用すること。また、そのもの。容器などという。ものをそのまま再使用するという点でリサイクルとは区別される。